

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会安全衛生管理規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関 行政組織規則第14条に規定する教育事務所及び行政組織規則第40条に規定する教育機関（青少年の家及び<u>野外活動センター</u>を除く。）をいう。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(産業医)</p> <p>第14条 産業医は、本庁、盛岡教育事務所、学校、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センターにあつては教育委員会が任命する者を、教育事務所（盛岡教育事務所を除く。）、総合教育センター<u>及び生涯学習推進センター</u>にあつては当該機関の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(安全衛生担当者)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 安全衛生担当者は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に定める者とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 1514 770 1704"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>3 [略]</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 前項に規定する定期健康診断のほか、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第1項若しくは第2項又は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員（療養者を除く。）については、毎年8月から翌年2月ま</p>	[略]	[略]	埋蔵文化財センター	[略]	学校	[略]	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関 行政組織規則第14条に規定する教育事務所及び行政組織規則第40条に規定する教育機関（青少年の家を除く。）をいう。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(産業医)</p> <p>第14条 産業医は、本庁、盛岡教育事務所、学校、図書館、博物館、美術館及び埋蔵文化財センターにあつては教育委員会が任命する者を、教育事務所（盛岡教育事務所を除く。）、総合教育センター、<u>生涯学習推進センター及び野外活動センター</u>にあつては当該機関の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(安全衛生担当者)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 安全衛生担当者は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に定める者とする。</p> <table border="1" data-bbox="834 1514 1460 1704"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>野外活動センター</td> <td><u>所長があらかじめ指定する者</u></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>3 [略]</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 前項に規定する定期健康診断のほか、労働安全衛生法施行令第22条第1項若しくは第2項又は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）<u>第13条第1項第3号</u>に掲げる業務に従事する職員（療養者を除く。）については、毎年8月から翌年2月までの間に定期健康診断を行</p>	[略]	[略]	埋蔵文化財センター	[略]	野外活動センター	<u>所長があらかじめ指定する者</u>	学校	[略]
[略]	[略]														
埋蔵文化財センター	[略]														
学校	[略]														
[略]	[略]														
埋蔵文化財センター	[略]														
野外活動センター	<u>所長があらかじめ指定する者</u>														
学校	[略]														

での間に定期健康診断を行う。 3・4 [略] (採用時の健康診断) 第52条 主任安全衛生管理者は、各課等に勤務する職員を採用する場合は、その者の健康診断を行う。 2 [略]	う。 3・4 [略] (採用時の健康診断) 第52条 主任安全衛生管理者は、各課等に勤務する職員 <u>(別に定める者を除く。)</u> を採用する場合は、その者の健康診断を行う。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。